

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月1日

【会社名】 株式会社多摩川ホールディングス

【英訳名】 TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 榎沢 徹

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町一丁目6番15号

【電話番号】 03(6435)6933(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 後田 晃宏

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町一丁目6番15号

【電話番号】 03(6435)6933(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 後田 晃宏

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められているので、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第7条に自己株式の取得の規定を新設するものであります。

(2) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため定款第15条に株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を新設しようとするものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第27条及び第36条の一部を変更するものであります。なお、第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

資本政策上の柔軟性及び機動性を確保すること並びに株主様への配当原資を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少してその他資本剰余金に振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 減少する資本準備金の額

資本準備金 200,000千円

2. 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 200,000千円

3. 効力発生日

平成27年6月29日

第3号議案 取締役7名選任の件

榊沢 徹、小林正憲、日下成人、宮内幸三郎、後田晃宏、増山慶太、福田富昭を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

向川虎隆、仲田隆介を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

大滝和昌、奈良崎剛三を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	23,488	16	0	(注)1	可決 91.28
第2号議案 資本準備金の額の減少の件	23,483	21	0	(注)1	可決 91.26
第3号議案 取締役7名選任の件					
1. 榎沢 徹	23,485	19	0	(注)2	可決 91.27
2. 小林 正憲	23,485	19	0		可決 91.27
3. 日下 成人	23,485	19	0		可決 91.27
4. 宮内 幸三郎	23,381	123	0		可決 90.87
5. 後田 晃宏	23,377	127	0		可決 90.85
6. 増山 慶太	23,381	123	0		可決 90.87
7. 福田 富昭	23,379	125	0		可決 90.86
第4号議案 監査役2名選任の件					
1. 向川 虎隆	23,482	21	1	(注)2	可決 91.26
2. 仲田 隆介	23,375	128	1		可決 90.84
第5号議案 補欠監査役2名選任の件					
1. 大滝 和昌	23,374	129	1	(注)2	可決 90.84
2. 奈良崎 剛三	23,478	25	1		可決 91.24

(注) 1. 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主議決権の過半数の賛成であります。
3. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数は全て参入しており、該当事項はありません。